

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市文化財保護事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	市内における文化財の保護を図るため、文化財の保護に係る経費に対し、補助金を交付する
補助事業者	文化財所有者、管理者、管理団体
補助対象経費	国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助額の上限、下限なし
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	文化財は一度失われると二度と取り戻せないため、小額補助であっても支援する。
補助率等	1/2～3/4以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	3/4補助としている植物性材料の屋根修理については、貴重であるとともに、瓦葺屋根と比較し、耐久性が劣ることや修理費用そのものが高額であることから、特に補助率を手厚くし、保存・保護に努める必要がある。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	—
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	予算の範囲内で出来る限り修理等の支援をすることになっているが、所有者等からの申請に基づくものであり、修理件数などの目標値は定められない。なお、評価方法は、補助支援の目的である修理等が計画どおり終了したかを確認する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 事業の実施については指定された本市と協議の上実施することとするため、事前に協議の上、決定する。
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部 世界遺産課 文化財係または世界遺産係
	（電話番号） 0259-63-3195、0259-74-2215